



議案第九十号

団体営旭西地区ほ場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾七年拾月廿八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由



一 事業の名称及び工事名	団体管ほ場整備事業
二 施行場所	旭西地区ほ場整備及び暗渠排水工事
三 事業の概要	三朝町大字今泉、湯谷、牧、赤松、大柿及び恩地地内
四 事業費	区画整理 五六九ヘクタール
暗渠排水	二八六ヘクタール
客土	二八三ヘクタール
区画整理	四三八八九〇〇〇円
暗渠排水	二七〇〇〇〇〇円
客土	二八〇〇〇〇〇円
合計	四九三八九〇〇〇円
五 事業の実施方法	請負
六 工事の時期	昭和五十八年度から五箇年間